

1-1 子育て支援・少子化対策の推進

施策の基本方針

結婚支援や妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を進め、安心して子どもを産み・育てられる地域を築きます。

現状と課題

- 本町の年少人口（0～14歳）は、平成26（2014）年～令和5（2023）年の10年間で23%減少し、そのうち0～4歳は35%減少と乳幼児の減少率がさらに大きくなっています。持続可能なまちを維持するためには、子育てしやすい環境づくりを進め、子どもの人口減少傾向に歯止めをかける必要があります。
- 本町では、育児と仕事が両立できる環境づくりのために、保育施設の整備や放課後児童クラブ、一時保育、病児・病後児保育の拡充などの保育サービスの充実を図ってきました。今後も保護者の就労ニーズの高まりや働き方の多様化が進むことが想定されることから、引き続き多様な保育ニーズに応えていく必要があります。
- 町内で結婚・出産する世帯を支援するために、新婚世帯向けの住宅取得補助、生活支援補助など、新婚世帯への経済的支援を実施してきました。子どもの人口減少対策として、引き続き新婚世帯向けの支援策の充実を図る必要があります。
- 経済的不安などから、子育てに不安や負担を感じる保護者の割合は高いことから安心して子育てができるよう、さまざまな相談ができる体制を構築する必要があります。
- 妊娠期から、出産、成長期となるに伴い、子育て世帯が抱える悩みや困難は変化していきます。これまで、「伴走型支援」と「経済的支援」を一体的に実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めてきました。今後も保護者の不安や負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる環境を整備することが重要になります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10（2028）	R14（2032）
結婚新生活支援補助金受給件数	件	R5	3	5	6
3歳未満児保育申込受入率	%	R5	100	100	100
パパママ教室受講率（初妊婦）	%	R5	83.3	85.0	87.0

施策の方針

① 子育てと仕事の両立支援の充実

P87 戦略2-(2)

- 特にニーズが高い未満児保育向けの人員やスペースを確保し、未満児保育の受け入れ体制を充実します。
- 一時預かり、病児・病後児保育、ショートステイやトワイライトステイなど、ニーズに対応した保育サービスを柔軟に提供します。
- 保育施設および福祉センターの定期的な点検や保守によって不具合が発生しそうな部分を修理する予防保全を進めるとともに、老朽化した保育園などの改修を進め、保育施設などを良好な状態に維持し、安全安心な保育サービスを提供します。
- 保育施設の集約化などについて、効率的な事業の実施方策を検討します。
- 子どもを出産しても安心して仕事が続けられるために重要となる職場の環境整備に向けて、育児休業制度の利用促進や事業者への意識啓発を進めます。
- 子育て世帯が安心して就労できるよう、保育園や学童保育の受け入れ時間の拡大、保育職員の増員による児童の受入数の拡大を図ります。

② 新婚世帯の支援の充実

P85 戦略1-(3)

P87 戦略2-(2)

- 結婚しやすい環境づくりと新婚世帯の転入を促進するために、新婚世帯に対する住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用の補助制度を運用し、新婚世帯への経済的な支援を引き続き実施します。
- より利用しやすい制度とするために、補助金額や要件などの見直しを進めます。
- 制度の利用を促進するために、不動産事業者などと連携し、制度の周知を図ります。

③ 子育て世帯の支援の充実

P87 戦略2-(2)

- 育児不安の解消のための相談・支援をはじめ、子どもとのふれあいや保護者同士の交流の場を提供する「子育て支援センター」の機能の充実を図ります。
- 出産・子育て応援給付金や各種医療費補助、児童手当、保育料の軽減、ひとり親、未熟児・障がい・難病の子どもなど、子育て世帯の負担を軽減するための経済的支援を継続します。
- 保護者が必要なサービスの情報を得ることができるよう、継続的な情報発信を行っていくとともに、ICT技術を活用したサービス提供の充実を図ります。

④ 切れ目のない総合的な支援

P87 戦略2-(2)

- 妊産婦健康診査、産後ケア事業、乳幼児健康診査、保健師・栄養士・助産師による赤ちゃん訪問事業などを推進し、妊娠期から切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな発達を支援します。
- 「こども家庭センター」としての機能を充実させ、妊娠期および乳幼児期・学童期の健康保持・増進に関する支援と子育て世帯への支援を幅広く切れ目なく行う包括的支援体制づくりを進めます。
- 小1プロブレム^(※)などの課題に対応するため、保育園と学校との連携を強化します。

(※) 小1プロブレムとは、小学1年生の学級において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、授業規律が成立しない状態が続くことです。

1-2 健康づくりの推進

施策の基本方針

町民一人ひとりの健康管理意識を高め、それぞれに応じた健康づくりに取り組むことによって、健康寿命を延ばします。

町内外の医療機関との連携により安心して医療が受けられる環境を整えます。

現状と課題

- 産後ケア事業は、産後母親の育児不安解消につながっており、授乳トラブルの解消、産後うつ予防、新生児の虐待予防に効果があります。今後も支援を必要とする産婦に対する即時対応や相談がしやすい関係性を構築していく必要があります。
- 特定健康診査の受診率は向上しており、受診勧奨の効果が見られるものの目標値（60％）には届いていません。高い年齢層が受診率を押し上げているため、若年層の受診率を高めることが課題となるとともに、引き続き生活習慣病の早期発見、早期治療につなげ医療費の増大を抑制していく必要があります。
- 特定保健指導の実施率は県に比べて高い水準で推移しています。引き続き対面での保健指導にとどまらず、外部委託やオンライン化などの利用しやすい保健指導の環境を整えていく必要があります。
- 目的や評価指標を明確にしたうえでデータを活用した科学的な分析・評価に基づいた保健指導が求められますが、そのデータの集積のためにも受診率の向上が必要となります。
- 有所見者を増やさないため、メタボリックシンドローム対策、肥満対策、食事や運動などの生活習慣の改善などに向けた保健指導が重要となります。あわせて若年層に対する生活習慣病予防および生活習慣の改善に向けた取り組みも必要となります。
- がん検診の受診率は全体で約15％程度にとどまり、検診希望調査において受診を希望すると回答した人も、実際は受診していない人が多いことから、今後は受診しやすい体制整備や受診行動につながる勧奨方法を見直すとともに早期発見、早期治療につなげて医療費の削減に取り組む必要があります。
- 今後の医療ニーズの増大に対応するためにも、病院・診療所の維持に努めるとともに、町外の医療機関との連携も強化する必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10 (2028)	R14 (2032)
特定健康診査の受診率	%	R5	51.2	58.6	60.0
ぎふ・すこやか健診の受診率	%	R5	21.5	29.3	32.1
胃がん検診受診率	%	R5	4.7	5.5	9.5
肺がん検診受診率	%	R5	12.8	14.0	18.0
乳がん検診受診率	%	R5	8.5	9.5	13.5

大腸がん検診受診率	%	R5	16.0	17.0	21.0
子宮頸がん検診受診率	%	R5	6.2	7.5	11.5

施策の方針

① 総合的な健康づくりの推進

- 「やおつ・まるごと はつらつ計画」に基づき、自分の健康は自分で守るという意識を持って町民が主体となって取り組む健康づくりを促進します。そのため、学童期を含む若年層の健康教育を強化し、町民全体の健康意識の向上を図ります。
- 「八百津町いのちささえる計画」に基づき、町民が抱える問題や悩みの解決が図られるよう、相談窓口の周知や関係機関・団体・地域とのネットワークを強化し、心の健康づくりを進めます。
- 常に妊婦・産婦の状況を把握し、個々にきめ細かく相談対応しているこども家庭センター機能を活用して子どもたちの成長に寄り添った継続的な支援をしていきます。

② 健診・保健指導の充実

- 特定健診、ぎふ・すこやか健診およびがん検診受診率向上を図るために、母子保健事業や教育委員会、保育園、学校、PTAなどの他機関との連携などによる受診勧奨を推進します。
- 民間業者と連携し、データ分析による科学的根拠に基づいたわかりやすい案内作成やナッジを活用した個々に応じた効果的な勧奨資材の利用を進めるとともに、医療費を抑制するため各種事業にも活用します。
- 胃がん・大腸がん・肺がんなどのがん検診が受診しやすい環境整備を進めるために、医療機関での受診が可能となるよう管内市町村および医師会との連携・調整を図ります。
- 特定保健指導を利用しやすく続けやすくするために、オンラインやメールなどのツールを活用し、自身の生活のなかに取り込みやすい手法を取り入れます。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、病気の重症化予防、要介護者の減少を図ります。
- 高齢者の個別支援を行うハイリスクアプローチとサロンなどの通いの場への積極的な関与を行うポピュレーションアプローチを効率的に実施するために、データの蓄積と専門家による調査分析を行います。

③ 医療体制の充実

- 医療体制の充実は町民にとって不可欠なため、今後も維持・推進を図ります。
- 遠隔診療や訪問診療の構築、巡回診療体制整備など、新たな診療体制整備について、全庁的かつ医師会や医療関係機関などとの協議・連携を検討します。
- みのかも定住自立圏共生ビジョンにおける事業により、町内外の医療機関との協力体制の充実に努めます。
- 地震災害や風水害、土砂災害などの大規模災害における被災者の医療救護を迅速に対応するため、関係機関と協議・連携するとともに、「八百津町地域防災計画・八百津町医療救護計画」に基づいた医療体制の充実を図ります。

1-3 地域福祉の推進

施策の基本方針

町民の誰もが地域の問題に主体的に参加して、企業・ボランティア・NPOや住民団体などの多様な主体の担い手と行政が協働して支え合い、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域共生社会を実現します。

現状と課題

- 平成 28（2016）年 4 月に 36.2%だった町の高齢化率は、令和 4（2022）年 4 月には 40.8%まで進行しており、高齢化が進むなかでも住み慣れた地域のなかで誰もが安心して暮らせる環境づくりが課題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に停滞してしまった地域住民によるいきいきサロン・カフェなどのふれあい活動も元の状態に戻りつつあり、今後も、高齢者や障がいのある人、子育て世代などの多様な人たちが交流できる機会を一層拡充し、人と人とのつながりを強める必要があります。
- 福祉活動に参加してきたボランティアの高齢化が進み、福祉活動へ参加する人の減少が懸念されます。そのため、子どもに限らず大人も含めて、地域福祉に関する学習・体験機会を増やし、福祉に対する意識の高揚を図る必要があります。
- 子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供が求められるとともに、多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、行政や社会福祉協議会を中心に、福祉事業所、生活支援コーディネーター、民生児童委員、ボランティアなどの各相談窓口相互のネットワークの強化など、相談体制の充実が必要です。
- 高齢者などが増加しているなかで、具体的な将来の不安について、多くの町民が「買い物や通院などの移動手段」を挙げています。誰もが外出したくなるような環境づくりとともに、外出などの移動手段の確保が必要です。
- 地域での自主防災組織活動や社会福祉協議会との連携による、災害ボランティアの育成・確保、災害ボランティアコーディネーターの育成などに努めていますが、災害ボランティア登録者は減少しており、災害ボランティアへの関心を高めていく必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10（2028）	R14（2032）
地域サロンの開催団体数	団体	R5	40	41	42
認知症サポーターの養成人数（累計）	人	R5	1,844	2,500	3,000
ボランティア教室の開催回数	回	R5	1	2	2
福祉ボランティア団体数	団体	R5	21	22	23

施策の方針

① 地域福祉活動の推進

P90 戦略4-(1)

- 地域で支え合う・助け合う地域福祉の気運を醸成するために、保育園や小・中・高校と連携して、福祉教育を推進します。
- 「認知症サポーター養成講座」などを通した福祉人材の養成を図ります。
- 地域の福祉協力員や民生児童委員などとの地区懇談会を開催し、地域の福祉の現状について理解を深めるとともに、必要な見守り・助け合い活動を検討し、活動につなげていきます。
- ふれあいいきいきサロン活動などを活性化し、町民同士の交流活動を促進します。
- 地域のニーズを調査、把握したうえで、高齢者の見守り台帳の作成と活用、「おしゃべり隊」や「みまもり隊」の活動など、地域の支え合い活動を推進します。

② 相談・情報提供体制の確立

P90 戦略4-(1)

- 職員の研修受講に努めて、職員の対応力（専門性）を高め、誰もが安心して相談できる窓口を構築します。
- 社会福祉協議会、民生児童委員、福祉協力員や福祉活動推進委員、各事業所や関係機関などの関係者・関係機関の相談体制のネットワークづくりを進め、相談支援体制の強化を図ります。
- 各分野の制度のはざまにある複雑化・複合化した課題に対して、分野や世代を超えて対応できるよう重層的支援体制の整備に向けた取り組みを進めます。
- 「広報やおつ」「やおつ福祉だより」などの広報紙をはじめ、ホームページ、ケーブルテレビやデジタル技術の活用により、必要な人に必要な情報が届くよう、福祉・保健・医療に関する情報提供の充実を図ります。

③ 地域福祉の体制強化

P90 戦略4-(1)

- ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習など、活動の活性化を図るとともにボランティア養成講座などの担い手の育成につながる事業を推進します。
- 社会福祉協議会の自主財源の確保、職員の専門性の向上、積極的に地域に出向くことによる住民との信頼関係の構築などにより、社会福祉協議会の基盤強化を促進します。
- 災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿の整備を引き続き行うとともに、個別避難計画の策定の推進など緊急時における支援体制の強化を図ります。

1-4 高齢者福祉の充実

施策の基本方針

介護が必要になっても住み慣れた自宅や住み慣れた地域で暮らせるための支援サービスを提供し、高齢になってもいつまでも健康で生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

現状と課題

- 令和7（2025）年に団塊の世代がすべて後期高齢者となることから、介護サービスの利用者は、ますます増加していくものと見込まれます。今後のサービス需要を適切に把握し、介護サービス基盤を計画的に確保する必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活を送ることができるようにするために、要介護者のさまざまな介護ニーズに柔軟に対応できるような複合的なサービスを充実する必要があります。
- 新規に要支援の認定を受けた人の平均年齢に若年化の傾向がみられること、疾患別割合で骨関節疾患の割合が急増していることなどから、フレイル予防のための運動機能向上に特化した介護予防教室を継続的に実施する必要があります。
- 地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの中核的役割を担う地域包括支援センターが中心となって、医療、介護、介護予防、生活支援を包括的に提供できるように、関係機関と連携して事業推進体制を強化する必要があります。
- 令和7（2025）年には高齢者の5人に1人が認知症といわれ、令和6（2024）年1月1日に施行された「認知症基本法」の「新しい認知症観」に基づいた事業内容が重要視されるようになったことから、認知症初期集中支援チーム員と認知症地域支援推進員のスキルアップを図り、認知症施策を広く実施することが急務となっています。
- 生きがいのある充実した生活を送るためには、シルバー人材センター、老人クラブ、生涯学習・スポーツなど、経験や能力を活かす場や多様な人々との交流の場を拡充することが必要です。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10（2028）	R14（2032）
介護認定率	%	R5	18.4	18.6	19.5
一般介護予防事業 参加実人数	人	R5	154	200	230

施策の方針

① 介護サービスの充実

- 「やおつ高齢者いきいきプランIX（第9期介護保険事業計画・老人福祉計画）」（令和6（2024）年3月）で見込まれるサービス量が提供できるように、サービス事業者と連携してサービス基盤の確保を図ります。
- 介護サービスの質の向上と確保を図るために、効率的、効果的なサービス事業者への指定および指導の実施に努め、指導監督業務の質の向上に取り組めます。
- 調査員の研修などによる介護認定の適正化やケアプランの点検を実施し、介護給付の適正化に取り組めます。
- 認定調査におけるDX推進を図ります。

② 介護予防・生活支援サービスの充実

P90 戦略4-(1)

- 介護予防教室の「お元気サロン」と「体力脳力向上教室」の継続・拡充を図るとともに、新たな介護予防の手段であるeスポーツなどを通して、広く事業展開を実施します。
- トレーニング機器を利用した「らく楽自主トレーニング」の開催時間を増やすなど、自主的な運動と参加者同士の交流を促進するとともに、トレーニング機器を耐用年数に応じて更新、または新規購入して充実を図ります。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯がいつまでも自宅で安心して生活できるように、生活用具・福祉用具の給付・貸与、配食サービス、移動支援などの生活支援サービスの充実を図ります。
- 医療・介護・健診の情報を一元管理するデータベースを活用して、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進します。

③ 地域包括ケアシステムの充実

- 地域包括支援センターを中心に、介護予防ケアマネジメントや介護予防支援、総合相談や権利擁護事業などを総合的に推進します。
- 地域ケア会議などの研修会を通じて、多職種間で情報を共有し、在宅医療と介護の連携を深めていきます。
- 認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けられるように、認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の活動強化、認知症ケアパスの普及や認知症介護者の交流事業などの認知症施策を推進します。

④ 生きがい・社会参加の推進

P90 戦略4-(1)

- 高齢者が培ってきた経験や能力を活かしていくため、シルバー人材センターによる高齢者の就労促進、老人クラブ活動の支援による高齢者同士の交流促進、生涯学習・生涯スポーツの参加促進などにより、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。

1-5 障がい者福祉の充実

施策の基本方針

すべての町民が障がいの有無に関わらず、等しく人権を持つかけがえのない個人として尊重され、地域で共生して暮らせる社会を実現します。

現状と課題

- 令和5（2023）年度に「第6次八百津町障がい者福祉計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、各種施策に取り組んでいます。今後も障がい者の自立と社会参加、必要な生活支援や療育支援などの取り組みを進めるとともに、安定した障がい福祉サービスなどを提供していくことが必要です。
- 町内だけでなく、より多くのニーズに対応するため、近隣市町の福祉施設を含めた広域圏で連携して福祉サービスの利用につなげていく取り組みが必要となります。
- 複雑化・複合化する課題に対して、課・係を越えた協力・連携を図るため、庁内連携会議を実施するとともに、中濃圏域の相談事業所（5事業所）によるバックアップ機能を活用して相談対応を行っています。今後も、こうした横断的な連携を強化し、重層的な支援に取り組む必要があります。
- 複雑な障がい福祉の制度や障がいのある人が必要とされる情報について、円滑に情報を取得・利用できるよう、障がい特性に応じた情報提供や意思疎通支援の充実を図る必要があります。

目標指標

基本成果指標	単位	現状値		目標値	
		年度	基準値	R10（2028）	R14（2032）
就労移行支援 ^{（※1）} 年間延べ利用人数	人	R5	2	2	2
就労継続支援 A 型 ^{（※2）} 年間延べ利用人数	人	R5	15	17	19
就労継続支援 B 型 ^{（※3）} 年間延べ利用人数	人	R5	32	35	39

（※1）就労移行支援とは、就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

（※2）就労継続支援A型とは、企業などに就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練などを行います。

（※3）就労継続支援B型とは、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練などを行います。

施策の方針

① 生活支援・療育支援の充実

P90 戦略4-(1)

- 障がいのある人が主体的に必要なサービスが選択できるように、各種サービスの周知を図るとともに、福祉サービスや在宅療養を支える医療サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。
- 障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた課題に対応できるようにするため、コーディネーターを配置して、広域圏域内のより多くの事業者とのネットワークを強化していきます。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置や支援調整コーディネーターの配置を進めるために、近隣市町村とともに協議を進めます。
- 圏域内の相談事業所のバックアップ機能を活用しながら基幹支援相談センターで複雑、多様化している相談に対応するとともに、自立支援協議会の活性化を図り、課題解決に向けた取り組みを進めます。
- 障がいの要因となる疾病などを予防するため、医療機関などと連携し、疾病や障がいなどの早期発見および治療、早期療育を推進します。

② 雇用・就業の促進

P90 戦略4-(1)

- ひまわりの丘障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携し、事業所への広報・啓発活動に取り組み、一般就労の拡大を図ります。
- 障がい者の法定雇用率を上回るよう、町職員の計画的な障がい者雇用に努めます。
- 相談員や事業所と連携を図り、就労移行支援、就業継続支援A型・B型などの就労支援サービスの利用につなげます。
- 障害者就労施設からの物品・役務の優先的な調達を促し、障がい者の仕事の確保と工賃のアップを支援します。
- 農福連携に関する情報収集などを行い、障がい者の就労機会の拡大に向けた取り組みを進めます。

③ 障がい者にやさしいまちづくりの推進

- 障がいを理由とする差別の解消に向けて、さまざまな機会をとらえて障がいや障がい者の理解を深めるための啓発・広報を推進します。
- インクルーシブ教育^(※)への理解を深める取り組みを進めます。
- 本人の意思を尊重しながら、その生活を守り、権利を擁護するために、成年後見支援センターによる支援を進めるとともに、可茂圏域の権利擁護推進協議会を通じて圏域市町村との情報共有および相談支援体制の充実を図ります。

(※) インクルーシブ教育とは、人間の多様性の尊重などの強化、障がい者が精神的および身体的な能力などを可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みのことです。